官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○規制改革推進会議令の一部を改正する政令（三四三）　二
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令（三四四）　二
○電波法施行令の一部を改正する政令（三四五）　二
〔省　令〕
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五二）　三
〔法規的告示〕
○消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件（厚生労働三八三）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同三八四）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同三八五）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同三八六）　六
〔その他告示〕
○道路に関する件（九州地方整備局一〇四～一〇六）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　財務省　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示三、島根同三、山口同二）　八
原戸籍の一部が滅失した件（法務省告示配一七五）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇規制改革推進会議令の一部を改正する政令（政令第三百四十三号）（内閣府本府）

1　委員の任期

規制改革推進会議の委員の任期を任命の日の属する年の翌々年の七月三十一日までに改める。（本則関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令による改正後の任期規定は、この政令の施行後に任命される委員から適用する。（附則第二項関係）

◇独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第三百四十四号）（国土交通省）

1　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第二項第一号の政令で定める給付金として、空港アクセス鉄道整備費利子補給金を追加する。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇電波法施行令の一部を改正する政令（政令第三百四十五号）（総務省）

1　第二級陸上特殊無線技士等の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲を拡大する。（第三条関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（附則第二項関係）

政　令

規制改革推進会議令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十三号

規制改革推進会議令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

規制改革推進会議令（平成二十八年政令第三百三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二年」を「任命の日の属する年の翌々年の七月三十一日まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三条第一項の規定は、この政令の施行後に任命される委員から適用する。

内閣総理大臣　高市　早苗

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十四号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十三条第二項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「とする」を「及び空港アクセス鉄道整備費利子補給金とする」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　井林　辰憲

内閣総理大臣　高市　早苗

電波法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十五号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十条第二項及び第百四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号中「。ただし、同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　藤井比早之

内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○厚生労働省令第百五十二号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第三十一条の九第一項及び第二項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）、第五十三条の十六第一項第二号、第五十三条の十八第一項第一号ロ並びに第九十二条の二第三項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（資産の部の区分）	（資産の部の区分）
第八十一条　（略）	**第八十一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。	3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。
一　次に掲げる資産　流動資産	一　次に掲げる資産　流動資産
イ　（略）	イ　（略）
ロ　受取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取	ロ　受取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取

引をいう。以下この款において同じ。）に基づいて発生した手形債権（破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。以下この号において同じ。）で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。）

ハ　事業未収金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）

ニ　所有権移転ファイナンス・リース（ファイナンス・リース（契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。以下この二及び第百十八条において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。ホ及び同条において同じ。）のうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。以下この項において同じ。）におけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リース（ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。以下この項において同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ヘ～ヌ　（略）

二　次に掲げる資産（ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）有形固定資産

イ～ヘ　（略）

ト　使用権資産（リースの対象となる資産を使用する権利をいう。以下この項において同じ。）（リースの対象となる資産がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

チ・リ　（略）

三　次に掲げる資産　無形固定資産

イ～ト　（略）

チ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

リ　（略）

四　次に掲げる資産　その他固定資産

イ～ヘ　（略）

ト　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、第一号ニに掲げるもの以外のもの

ニ～チ　（略）

二　次に掲げる資産（ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）有形固定資産

イ～ヘ　（略）

ト　リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件（リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

チ・リ　（略）

三　次に掲げる資産　無形固定資産

イ～ト　（略）

チ　リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

リ　（略）

四　次に掲げる資産　その他固定資産

イ～ヘ　（略）

（新設）

チ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、第一号ホに掲げるもの以外のもの

リ　使用権資産（リースの対象となる資産がヌに掲げるものである場合に限る。）

ヌ　（略）

五　（略）

4　（略）

（負債の部の区分）

第八十二条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

ヌ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

ル・ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ホ　（略）

ヘ　リース負債のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの

ト・チ　（略）

（注記の区分）

第百九条　注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十　（略）

十一　リースに関する注記

十二　（略）

十二の二　賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。第百十八条の二の二において同じ。）に関する注記

十三～十七　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

ト　（略）

五　（略）

4　（略）

（負債の部の区分）

第八十二条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

ヌ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの

ル・ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ホ　（略）

ヘ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの

ト・チ　（略）

（注記の区分）

第百九条　注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十　（略）

十一　リースにより使用する固定資産に関する注記

十二　（略）

（新設）

十三～十七　（略）

2　（略）

（リースに関する注記）

第百十八条　ファイナンス・リースの借手である組合が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合の個別注記におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項

（金融商品に関する注記）

第百十八条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　（略）

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項

2　（略）

（賃貸等不動産に関する注記）

第百十八条の二の二　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、第一号に掲げるものとする。

一　賃貸等不動産の状況に関する事項

二　賃貸等不動産の時価に関する事項

2　連結注記を作成する組合は、個別注記における前項各号に掲げる事項の記載を要しない。

（共済事業兼業組合の子会社の範囲等）

第二百二十二条　（略）

2　法第五十三条の十六第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～六　（略）

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

第百十八条　リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である組合が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一～三　（略）

四　前各号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

（金融商品に関する注記）

第百十八条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　（略）

二　金融商品の時価等に関する事項

2　（略）

（新設）

（共済事業兼業組合の子会社の範囲等）

第二百二十二条　（略）

2　法第五十三条の十六第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～六　（略）

七　機械類その他の物件を使用させる業務（次に掲げる要件の全てを満たす契約に基づき行われる業務であつて、厚生労働大臣が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ　契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又は使用期間の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、若しくは当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものであること。

ロ　使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額並びに固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用である利子及び手数料の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ　使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

八～十四　（略）

（共済事業専業組合の子会社の範囲等）

第二百二十七条　（略）

2　法第五十三条の十八第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～十四　（略）

七　リース物品等を使用させる業務（次に掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて、厚生労働大臣が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ　使用開始日以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ　使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ　使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

八～十四　（略）

（共済事業専業組合の子会社の範囲等）

第二百二十七条　（略）

2　法第五十三条の十八第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～十四　（略）

十五　機械類その他の物件を使用させる業務（次に掲げる要件の全てを満たす契約に基づき行われる業務であつて、厚生労働大臣が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ　契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又は使用期間の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、若しくは当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものであること。

ロ　使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額並びに固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用である利子及び手数料の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ　使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十六～二十八　（略）

3　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下「新消費生活協同組合法施行規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

十五　リース物品等を使用させる業務（次に掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて、厚生労働大臣が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ　使用開始日以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ　使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ　使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十六～二十八　（略）

3　（略）

3　決算関係書類及び連結決算関係書類に初めて新消費生活協同組合法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新消費生活協同組合法施行規則第百十三条の二第一項第四号イに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一　新消費生活協同組合法施行規則の規定を適用して決算関係書類又は連結決算関係書類を作成する最初の事業年度又は連結会計年度（次号において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号において同じ。）の追加借入利子率の加重平均

二　前号の加重平均後の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度又は前連結会計年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リース（契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）を除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

法規的告示

○厚生労働省告示第三百八十三号

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）第二百二十二条第二項第七号及び第二百二十七条第二項第十五号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年十一月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（リース業務の範囲等） **第十七条**　規則第二百二十二条第二項第七号及び第二百二十七条第二項第十五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、各事業年度において、それぞれ当該各号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める規則第二百二十二条第二項第七号イからハまで又は第二百二十七条第二項第十五号イからハまでに掲げる要件の全てを満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 ２　（略）	（リース業務の範囲等） **第十七条**　規則第二百二十二条第二項第七号及び第二百二十七条第二項第十五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、各事業年度において、同号に掲げるリース物品等を使用させる業務（以下「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める同号イからハまでに掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 ２　（略）

○厚生労働省告示第三百八十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年十一月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～1221　（略） 1222　眼内植込み型医薬品投与システム **別表第３** １～1232　（略） 1233　家庭用一酸化窒素（ＮＯ）産生血行促進用具	**別表第１** １～1221　（略） （新設） **別表第３** １～1232　（略） （新設）

○厚生労働省告示第三百八十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年十一月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の１から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214から1216まで、1218、1219、1221及び1222に掲げる高度管理医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の１から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214から1216まで、1218、1219及び1221に掲げる高度管理医療機器

○厚生労働省告示第三百八十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第四の二第六号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（令和三年厚生労働省告示第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年十一月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 一～三十七　（略） 三十八　家庭用一酸化窒素（NO）産生血行促進用具 三十九～五十二　（略）	別表第一 一～三十七　（略） （新設） 三十八～五十一　（略）

その他告示

○九州地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月五日

九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号及び二百九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
みやま市高田町濃施字濃施南二一三番から同市高田町濃施字濃施南三二一番一まで	前	一二・〇一～一四・六三メートル	〇・二〇七キロメートル
	後	一一・九五～一四・六三メートル	〇・二〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月五日

九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
霧島市福山町福山字中磯七四五二番一から同市福山町福山字船木五番一まで	前	三〇・四〇～一一〇・二〇メートル	〇・五五二キロメートル
	後	三〇・四〇～一二六・一〇メートル	〇・五五二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月五日

九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
垂水市牛根境字鼻間平七六八番二から同市牛根境字野尻七一五番一まで	前	三六・四三～一一三・九九メートル	〇・五三八キロメートル
	後	三六・四三～一一三・六一メートル	〇・五三八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書転送

十一月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

いわゆる消費税減税法案に関する質問主意書

参議院

議事日程

十一月四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

令和八年十一月四日（水曜日）

午前十時開議

第一　国家公務員等の任命に関する件

議案付託

十一月二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第一六号）

政治改革に関する特別委員会に付託

質問主意書提出

十一月二日議員から次の質問主意書が提出された。

デジタル商品券等を利用した地方自治体の給付事業におけるサイバーセキュリティ対策に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一八号）

公的給付におけるデジタル手段の利用要件と公平性に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一九号）

質問主意書転送

十一月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

避難所の環境整備等に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一二号）

大阪拘置所における女性被収容者の監視カメラによる監視とプライバシー保護に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一三号）

村山談話における「国策を誤り」との認識及び植民地支配の対象に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一四号）

人事異動

内閣

特命全権大使

相川　一俊

同

渡辺　克也

願に依り本官を免ずる（各通）（十月三十日）

（東京簡易裁判所判事）簡易裁判所判事

中山　仰二

願に依り本官を免ずる（十月三十一日）

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣

木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

福島　拓

法務大臣秘書官に任命する

法務大臣秘書官

山田　一郎

願に依り本官を免ずる

白石　篤史

判事兼簡易裁判所判事に任命する

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事

安藤祥一郎

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十一月一日）

国務大臣

細野　豪志

防災大臣を命ずる

同

細野　豪志

内閣府特命担当大臣を免ずる

同

細野　豪志

防災庁の設置に向けた検討を推進するための行政各部の所管する事務の調整担当を解く

金子　道仁

防災副大臣に任命する

内閣府副大臣に兼ねて任命する

復興副大臣兼内閣府副大臣

西田　昭二

兼官を免ずる

大西　洋平

防災大臣政務官に任命する

内閣府大臣政務官に兼ねて任命する（以上十一月二日）

（経済産業省大臣官房付）経済産業技官

茂木　正

（最高検察庁検事）検事

内野　宗揮

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）を免ずる
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する（各通）
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に採用する
内閣事務官（

令和８年（家）第４９８号
埼玉県熊谷市宮町２丁目47番地１
申立人　熊谷市
本籍埼玉県熊谷市弥生２丁目62番地
最後の住所埼玉県熊谷市箱田６丁目５番40号
死亡の場所埼玉県熊谷市
死亡年月日令和７年６月21日
出生の場所埼玉県熊谷市
出生年月日昭和24年１月11日
職業不詳　　被相続人　亡　梅澤　　猛
埼玉県熊谷市筑波１丁目56番地１　ワンチスクエアビル２階　丸田・白石法律事務所
相続財産清算人　弁護士　白石　悟史
催告期間満了日　令和９年５月19日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和８年（家）第３０２８２号
千葉県松戸市松戸１２９２－１　シティハイツ松戸１０１号
申立人　ＮＰＯ法人成年後見センターしぐなるあいず
本籍千葉県船橋市大穴南三丁目３番
最後の住所千葉県柏市酒井根２４番地　東葛医療福祉センター光陽園
死亡の場所千葉県柏市
死亡年月日令和８年７月１８日
出生の場所東京都墨田区
出生年月日昭和３９年５月２日
職業無職　　被相続人　亡　内山　照
事務所　千葉県松戸市松戸１２８１－２９　京阪松戸ビル５階　東葛総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　萩原　得誉
催告期間満了日　令和９年６月５日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第５０８４号
東京都渋谷区富ヶ谷１丁目21番８号　ハイツ太陽401
申立人　中山ナディア
申立人手続代理人弁護士　織　英子
本籍　長野県上田市下之条612番地１
最後の住所　長野県上田市下之条804番地65
死亡の場所長野県上田市
死亡年月日令和７年８月26日
出生の場所長野県小県郡川辺村
出生年月日昭和22年４月29日
職業自営業　被相続人　亡　中山　廣重
事務所　長野県東御市加沢1404番地20　すみれ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　堀内　優香
催告期間満了日　令和９年５月31日
長野家庭裁判所上田支部

令和８年（家）第７２０４号
川崎市高津区溝口１丁目１９番１１号　グランデール溝ノ口４０２
申立人　西園　香織
本籍静岡県駿東郡小山町藤曲７５６番地１
最後の住所川崎市麻生区下麻生１丁目７番２５－１０５号　麻生台団地
死亡の場所東京都調布市
死亡年月日令和８年２月２３日
出生の場所神奈川県横須賀市
出生年月日昭和２２年３月２６日
職業無職　被相続人　亡　池谷　幸男
川崎市川崎区東田町５番地３ホンマビル４階　弁護士法人ＡＳＫ川崎
相続財産清算人　弁護士　竹内　克己
催告期間満了日　令和９年６月１０日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和８年（家）第４００９４号
盛岡市菜園１丁目６番９号第10菱和ビル５階
申立人　松本　弘子
本籍盛岡市東安庭二丁目11４番地６
最後の住所盛岡市東見前６地割40番地１都南病院　死亡の場所岩手県盛岡市
死亡年月日令和８年５月８日
出生の場所岩手県紫波郡矢巾町
出生年月日昭和44年７月12日　職業無職
被相続人　亡　沼田　由美子
盛岡市大通３丁目２番８号岩手県金属工業会館７階　みちのく法律事務所
相続財産清算人　弁護士　細川　　亮
催告期間満了日　令和９年６月４日
盛岡家庭裁判所

令和８年（家）第７１２４２号
東京都品川区大井１丁目１４番１号
申立人　社会福祉法人品川区社会福祉協議会
本籍東京都荒川区町屋７丁目３５９６番地
最後の住所東京都品川区八潮５丁目１番１号品川総合福祉センターかもめ園
死亡の場所東京都品川区
死亡年月日令和８年２月１日
出生の場所東京都荒川区
出生年月日昭和３５年７月１７日
職業　無職　被相続人　亡　中込　洋一
事務所　東京都渋谷区桜丘町１７番６号　渋谷協栄ビル７階　桜丘法律事務所
相続財産清算人　弁護士　亀井　真紀
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第２９０６号
富山県砺波市庄川町示野８５番地１
申立人　高桑　祐司
本籍富山県南砺市井波１９５０番地９６
最後の住所富山県砺波市庄川町示野８５番地１
死亡の場所富山県南砺市
死亡年月日令和６年４月２０日
出生の場所富山県東砺波郡井波町
出生年月日昭和２６年２月２１日
職業自営業　　被相続人　亡　高桑　恵一
事務所　富山市布瀬町１－５－１４入江法律事務所
相続財産清算人　弁護士　入江　佑典
催告期間満了日　令和９年５月２０日
富山家庭裁判所高岡支部

令和８年（家）第２０１０４号
群馬県渋川市北橘町赤城山14３番地
申立人　楯　祐市
本籍群馬県前橋市岩神町二丁目50０番地７
最後の住所群馬県渋川市北橘町赤城山15７番地２
死亡の場所群馬県渋川市
死亡年月日推定令和４年２月８日
出生の場所群馬県前橋市
出生年月日昭和12年12月13日
職業不明　　被相続人　亡　稲村　かほる
群馬県前橋市天川大島町1038番地４　なかだ法律事務所
相続財産清算人　中田　太郎
催告期間満了日　令和９年５月26日
前橋家庭裁判所

令和８年（家）第７２１７０号
東京都千代田区大手町１丁目９番４号
申立人　株式会社日本政策金融公庫
本籍新潟県佐渡市梅津７０７番地
最後の住所東京都足立区西保木間１丁目１６番２２－３１１号
死亡の場所東京都港区
死亡年月日令和６年５月１３日
出生の場所新潟県佐渡郡加茂村
出生年月日昭和２３年１月２３日
職業　卸売業　被相続人　亡　高橋　敏男
事務所　東京都千代田区麹町３丁目４番地　麹町Ｋ－１１８ビル５階　富岡総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　富岡　武彦
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７１６４号
福岡県宗像市日の里６丁目４－16
申立人　西川　扶美
本籍福岡県糟屋郡新宮町大字湊141番地
最後の住所福岡県糟屋郡新宮町大字新宮200番地
死亡の場所福岡県糟屋郡新宮町
死亡年月日推定令和８年１月19日
出生の場所福岡県糟屋郡新宮町
出生年月日昭和30年９月20日
職業不明　　被相続人　亡　西野　正孝
事務所　福岡県福岡市中央区大名１－９－33ソロン赤坂ビル３階
相続財産清算人　弁護士　佐藤　千尋
催告期間満了日　令和９年５月31日
福岡家庭裁判所

令和８年（家）第２０１９８号
浜松市中央区元城町１１５番地の１０　元城町共同ビル８階
申立人　特定非営利活動法人浜松成年後見センター
本籍静岡県浜松市中央区布橋一丁目５１番地
最後の住所浜松市中央区寺島町４２３番地
死亡の場所静岡県浜松市中央区
死亡年月日令和８年８月１３日
出生の場所静岡県浜松市
出生年月日昭和３０年１１月１日
職業無職
被相続人　亡　佐川　勝弘
浜松市中央区中央一丁目６番２２号ＳＬビル４階はままつ共同法律事務所
相続財産清算人　弁護士　塚本　恒
催告期間満了日　令和９年６月１日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和８年（家）第２３３号
鹿児島市下福元町6552番地
申立人　上村　浩美
本籍鹿児島県鹿児島市桜ケ丘三丁目27番地２
最後の住所鹿児島市明和四丁目16番Ａ－４－1003号
死亡の場所鹿児島県鹿児島市
死亡年月日令和２年１月４日
出生の場所鹿児島県川辺郡川辺町
出生年月日昭和29年３月６日
職業不明　被相続人　亡　峯元　政隆
鹿児島市山下町９番１号　チャイムズビル504号　正込法律事務所
相続財産清算人　弁護士　正込　健一朗
催告期間満了日　令和９年５月15日
鹿児島家庭裁判所

令和８年（家）第９１７０号
北九州市小倉北区大門１丁目１番８－603号
申立人　柴田　忠義
本籍北九州市若松区大字乙丸186番地
最後の住所北九州市若松区東二島３丁目22番21号
死亡の場所北九州市若松区
死亡年月日令和８年６月16日
出生の場所福岡県遠賀郡島郷村
出生年月日大正15年５月５日
職業無職　被相続人　亡　柴田ヤエ子
事務所北九州市小倉北区金田２丁目２番５号　以和貴金田Ⅱ702号
相続財産清算人弁護士　荒木　勉
催告期間満了日　令和９年５月21日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和８年（家）第１０２３５号
埼玉県入間市野田597
申立人　諸井　秋雄
本籍埼玉県入間市大字野田597番地
最後の住所埼玉県入間市大字野田597番地１
死亡の場所埼玉県狭山市
死亡年月日令和７年９月７日
出生の場所埼玉県入間郡武蔵町
出生年月日昭和39年４月５日
職業　看護師　被相続人　亡　諸井　孝子
事務所埼玉県坂戸市関間４丁目12番24号若葉西口ビル302号室　若葉法律事務所
相続財産清算人　弁護士　渡邉　祐樹
催告期間満了日　令和９年５月17日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和８年（家）第５０３０号
東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
本籍山口県萩市大井1997番地２
最後の住所山口県下関市長門町10番１－1004号　市営長門改良住宅
死亡の場所山口県下関市
死亡年月日令和４年４月24日
出生の場所山口県下関市
出生年月日昭和27年４月20日
職業不明　被相続人　亡　水津　悦子
山口県下関市南部町２番７号　弁護士法人ラグーン
相続財産清算人　弁護士　湊　奈都美
催告期間満了日　令和９年５月20日
山口家庭裁判所下関支部

令和８年（家）第１７０１６号
沖縄県沖縄市住吉２丁目１番２８号ハイム桑江４Ｂ
申立人　宮城　浩
本籍沖縄県豊見城市字与根２８５番地
最後の住所沖縄県宜野湾市大山５丁目１３番３２号
死亡の場所沖縄県宜野湾市
死亡年月日令和６年６月３０日
出生の場所愛知県名古屋市東区
出生年月日昭和７年３月１０日
職業不明　被相続人　亡　長嶺　初子
住所　沖縄県沖縄市松本５丁目１９番２号　島袋ビル２０２号
相続財産清算人　弁護士　郷原　隆
催告期間満了日　令和９年５月１７日
那覇家庭裁判所沖縄支部

令和８年（家）第７５３５号
名古屋市中村区名駅四丁目24番16号
申立人　積水ハウスシャーメゾンＰＭ中部株式会社
本籍愛知県春日井市乙輪町三丁目６番地
最後の住所愛知県春日井市上条町１丁目269番地　シャンブル春日井Ｂ202号
死亡の場所愛知県春日井市
死亡年月日令和８年２月26日
出生の場所愛知県瀬戸市
出生年月日昭和40年２月19日
職業　不明　被相続人　亡　朗　靖明
事務所名古屋市中区金山１丁目９番17号金山スズキビル８階　金山総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　井上　功務
催告期間満了日　令和９年６月４日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第１６２２号
京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85番地１ＫＤＸ烏丸ビル５階　上田・小川法律事務所
申立人　上田　敦
本籍京都市右京区嵯峨二尊院門前北中院町16番地
最後の住所京都市右京区嵯峨二尊院門前北中院町16番地
死亡の場所京都市中京区
死亡年月日令和８年７月６日
出生の場所京都市中京区
出生年月日昭和34年８月19日
職業無職
被相続人　亡　中川　喜晴
事務所京都市下京区四条通新町東入月鉾町62
住友生命京都ビル８階　京都みらい法律事務所
相続財産清算人　弁護士　今堀　茂
催告期間満了日　令和９年５月17日
京都家庭裁判所

令和８年（家）第３０１１号
群馬県太田市下浜田町1000番地１
申立人　一般社団法人日本福祉サポート
本籍埼玉県入間市扇町屋３丁目370番地１
最後の住所埼玉県加須市南町16番22号アーク加須113号室
死亡の場所埼玉県加須市
死亡年月日令和７年２月27日
出生の場所埼玉県入間郡豊岡町
出生年月日昭和23年１月14日
職業無職　被相続人　亡　市川　政一
事務所埼玉県久喜市栗原２－９－30石田晴久法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石田　道哉
催告期間満了日　令和９年５月17日
さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和８年（家）第１１４８号
高知県南国市大埇甲２１９２番地の３
申立人　森田　恒雄
本籍高知県南国市岡豊町八幡７９５番地
最後の住所高知県南国市後免町４丁目２番１４号
死亡の場所高知県南国市
死亡年月日令和８年４月２５日頃
出生の場所高知県長岡郡野田村
出生年月日昭和３２年１月１０日
職業　無職　被相続人　亡　森田　妙子
事務所　高知市本町５丁目２番１７号　高知本町ビル４階
相続財産清算人　弁護士　山下　訓生
催告期間満了日　令和９年５月１８日
高知家庭裁判所

令和８年（家）第７８２号
埼玉県草加市高砂１－１－１
申立人　草加市長　瀬戸　百合子
本籍東京都足立区西新井本町五丁目460番地、最後の住所埼玉県草加市谷塚仲町173番地２、死亡の場所埼玉県草加市、死亡年月日令和５年８月21日頃から31日頃までの間、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和17年４月19日、職業不明
被相続人　亡　飯島　幸太郎
事務所埼玉県越谷市弥生町３番33号越谷東駅前ビル５階埼玉東部法律事務所
相続財産清算人　弁護士　古谷　直樹
催告期間満了日　令和９年５月１４日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和８年（家）第１０２３３号
東京都豊島区東池袋３丁目１番１号
申立人　株式会社ファンデックス債権回収
本籍埼玉県川越市南台３丁目13番地１
最後の住所埼玉県川越市南台３丁目13番地１（秀和川越南大塚レジデンス1002号室）
死亡の場所埼玉県川越市
死亡年月日令和７年８月20日
出生の場所青森県青森市
出生年月日昭和16年２月28日
職業不明　被相続人　亡　藤田　千惠子
事務所埼玉県川越市脇田町16－29川越脇田ビル３階　川越第一法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山田　義隆
催告期間満了日　令和９年５月１４日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和８年（家）第２００９０号
群馬県高崎市新田町５番地２
申立人　宮原　直樹
本籍群馬県藤岡市中83６番地
最後の住所群馬県高崎市台新田町89番地１
死亡の場所群馬県高崎市
死亡年月日令和８年８月24日
出生の場所群馬県群馬郡岩鼻村
出生年月日昭和20年８月12日
職業無職
被相続人　亡　小林　瑜哉
群馬県高崎市飯塚町1124番地ウエハラビル４階　増田法律事務所
相続財産清算人　弁護士　町田　愛実
催告期間満了日　令和９年５月14日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和８年（家）第６０６３号
東京都千代田区鍛冶町２－４－５　黒江屋鍛冶町ビル６階　向陽法律事務所
申立人　望月　一史
本籍茨城県取手市新町５丁目乙32６番地１
最後の住所茨城県取手市新町５丁目23番24号
死亡の場所千葉県松戸市
死亡年月日令和８年１月18日
出生の場所茨城県稲敷郡阿見町
出生年月日昭和20年５月13日
職業無職　被相続人　亡　池田　和子
事務所茨城県稲敷郡阿見町中央３丁目２－17　ナカタビル阿見２Ｆ　阿見法律事務所
相続財産清算人　弁護士　髙橋　直人
催告期間満了日　令和９年５月14日
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部

令和８年（家）第４０号
高知県幡多郡黒潮町入野5893番地
申立人　黒潮町長　大西　勝也
本籍岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第九地割83番地
最後の住所高知県幡多郡黒潮町上川口1285番地37
死亡の場所高知県幡多郡黒潮町
死亡年月日令和７年７月11日ころから20日ころまでの間
出生の場所岩手県岩手郡沼宮内町
出生年月日昭和29年３月15日
職業不明　被相続人　亡　菊池　政光
高知県四万十市中村大橋通７丁目７番20号
相続財産清算人　司法書士　寺尾　　郁
催告期間満了日　令和９年５月14日
高知家庭裁判所中村支部

令和８年（家）第６８３号
埼玉県行田市向町27番32号
申立人　富岡　誠
本籍東京都調布市飛田給一丁目39番地５、最後の住所埼玉県春日部市中央１丁目59番地３　セレニティホスピス春日部、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日令和８年４月25日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和47年４月30日、職業無職
被相続人　亡　豊住　富士雄
事務所埼玉県越谷市弥生町１番４号越谷弥生ビル４階弁護士法人ポラリス税務法律事務所
相続財産清算人　弁護士　隅田　敏
催告期間満了日令和９年５月14日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和８年（家）第２１４１号
宮崎県宮崎市橘通東４－１－２
申立人　株式会社キノリン
本籍愛知県豊橋市嵩山町字荒木11番地
最後の住所愛知県豊橋市嵩山町字荒木11番地
死亡の場所愛知県豊橋市
死亡年月日令和８年１月18日
出生の場所愛知県豊橋市
出生年月日昭和22年２月１日
職業不明
被相続人　亡　鳥居　弘泰
愛知県豊川市牛久保町城跡76番地１　１階　まぶち法律事務所
相続財産清算人　弁護士　馬渕　雄広
催告期間満了日　令和９年５月14日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和８年（家）第１１１３号
愛知県知多市緑町32番地の６
申立人　特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター
本籍愛知県常滑市本町３丁目21番地
最後の住所愛知県常滑市字乙田６番地の36
死亡の場所愛知県常滑市
死亡年月日令和７年12月28日
出生の場所愛知県知多郡常滑町
出生年月日昭和12年７月26日
職業無職　　被相続人　亡　伊藤　亮介
愛知県常滑市新開町４丁目３番地弁護士法人山崎法律事務所常滑事務所
相続財産清算人　弁護士　坂　　敬裕
催告期間満了日　令和９年５月14日
名古屋家庭裁判所半田支部

令和８年（家）第７６６７号
名古屋市北区辻本通３丁目２番地の２
申立人　特定非営利活動法人サポートゆう
本籍愛知県あま市七宝町秋竹壱町田50番地93
最後の住所愛知県あま市七宝町秋竹壱町田50番地93
死亡の場所名古屋市中川区
死亡年月日令和７年10月22日
出生の場所名古屋市西区
出生年月日昭和34年７月26日
職業無職　　被相続人　亡　浅野　克巳
事務所名古屋市中区丸の内３－６－27　ＥＢＳビル２階　中村・林法律事務所
相続財産清算人　弁護士　栗島　　渉
催告期間満了日　令和９年５月14日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第７５２１号
名古屋市中村区松原町１丁目23番地の１　中村区役所等複合庁舎４階
申立人　名古屋市本陣市税事務所長　山本　道子
本籍名古屋市中区大須２丁目27番
最後の住所名古屋市中区大須３丁目24番21号　ライオンズマンション大須６15号
死亡の場所名古屋市中区
死亡年月日令和２年１月18日
出生の場所東京都新宿区
出生年月日昭和23年６月１日
職業不詳　　被相続人　亡　登内　友子
事務所名古屋市中区丸の内１丁目17番19号　キリックス丸の内ビル５階　オリンピア法律事務所
相続財産清算人　弁護士　田代　洋介
催告期間満了日　令和９年５月14日
名古屋家庭裁判所

相続財産清算人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産清算人が死亡したので、新たに相続財産清算人を次のとおり再選任した。

令和８年（家）第４６１号
埼玉県本庄市児玉町高柳81３番地５
申立人　根岸　一浩
本籍埼玉県本庄市大字栗崎145番地１
最後の住所埼玉県本庄市大字栗崎145番地１
死亡の場所埼玉県本庄市
死亡年月日平成４年１月10日
出生の場所群馬県碓氷郡後閑村
出生年月日大正６年２月17日
職業無職　被相続人　亡　根岸　道代
埼玉県熊谷市本町２丁目61番地
相続財産清算人　司法書士　加藤　友之
さいたま家庭裁判所熊谷支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和８年（へ）第２号
札幌市豊平区西岡５条１丁目１番８号
申立人　株式会社丸日日諸産業
代表者代表取締役　井川　智章
権利を争う旨の申述の終期　令和９年２月19日
令和８年10月14日
札幌簡易裁判所

（別紙）　目　録
約束手形　　１通
手形番号　ＡＩ17655
金額　164,093円
支払期日　令和８年９月30日
支払地　北海道札幌市
支払場所　株式会社北洋銀行白石中央支店
振出日　令和８年５月31日
振出地　北海道札幌市
振出人　株式会社よねざわ工業　代表取締役社長　米澤　　悟
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第２２６０号
東京都東大和市蔵敷２丁目510番地42
申立人　坂本美佐子
本籍東京都葛飾区立石８丁目30番地
最後の住所東京都武蔵村山市神明４丁目82番地の２
不在者　谷　　良司
昭和23年２月24日生
届出期間満了日　令和９年２月13日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第３２号
熊本県阿蘇市波野大字中江2259番地
申立人　飯田イキエ
本籍熊本県阿蘇市波野大字中江2259番地
最後の住所熊本県阿蘇市波野大字中江2259番地
不在者　飯田　康弘
昭和47年１月22日生
届出期間満了日　令和９年２月18日
熊本家庭裁判所阿蘇支部

令和８年（家）第１９０号
徳島県徳島市大谷町紅葉山19－１
申立人　河野みゆき
本籍徳島県小松島市日開野町字泉川25番地２
最後の住所徳島県小松島市日開野町字泉川25番地の２
不在者　角田　芳信
昭和12年11月18日生
届出期間満了日　令和９年２月15日
徳島家庭裁判所

令和８年（家）第４号
大阪府吹田市南高浜町８番６号
申立人　原　　千歳
本籍長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷129番地
最後の住所不詳
不在者　森山多美子
昭和17年３月１日生
届出期間満了日　令和９年２月15日
長崎家庭裁判所大村支部

令和８年（家）第１６２号
山形県山形市深町１丁目９番28号
申立人　齋藤　徹
本籍山形県山形市鈴川町２丁目５番
最後の住所山形県山形市東原町１丁目11番21号長橋方
不在者　多田　吉行
昭和49年８月13日生
届出期間満了日　令和９年２月13日
山形家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第４３７号
本籍神奈川県秦野市渋沢三丁目38番
最後の住所神奈川県秦野市堀川275番地の3
不在者　佐藤　正八
昭和11年４月６日生
令和８年10月３日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所小田原支部
裁判所書記官

令和８年（家）第２０７１号
国籍韓国
最後の住所不詳
不在者　玄　　知洙
西暦1952年1月15日生
令和8年10月6日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第７４号
本籍福井県鯖江市舟津町３丁目１番
最後の住所福井県鯖江市舟津町３丁目１番６－205号
不在者　西野　誠一
昭和15年12月31日生
令和８年10月６日失踪宣告審判確定
福井家庭裁判所武生支部
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（ヘ）第１号
大分市大字久土４９６番地の１
申立人　武石　友代
権利の届出の終期　令和８年１０月１３日
令和８年１０月１４日　　日田簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地の表示
大分県玖珠郡九重町大字引治字小引治８１６番１
田　８２６平方メートル
大分県玖珠郡九重町大字引治字小引治８１６番２
宅地　３５３．７１平方メートル
２登記年月日番号　大分地方法務局日田支局明治３８年４月５日受付第７９４号
３登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治３８年３月３１日設定
目的　鉱業用
範囲　本号物件及８２０番物件を合併したる反別の内９畝４歩
存続期間　明治３８年３月より同８８年３月迄５０年
地代　金１５０円
支払期　明治３８年３月３１日一時払
地上権者　引治金山株式会社社長岡﨑仁三郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第７７７３号
東京都荒川区東尾久２丁目40番10号
債務者　株式会社ＹｏｕｒＳｍｉｌｅ
代表者代表取締役　杉浦　　優
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中江　民人
４　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９１号
静岡市駿河区東新田３丁目32番20―209号
債務者　有限会社静清軽配
代表者取締役　藤田　英紀
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
４　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０７９号
京都市南区西九条寺ノ前町４番地恒岡ビル
債務者　アーレス・テクノオフィス株式会社
代表者代表取締役　鈴木　和之
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　　大
４　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６０４号
川崎市川崎区川中島１丁目９番14号ハファダイパレス101
債務者　株式会社ＢＬＣ横浜
代表者代表取締役　大山　信行
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂本　正之
４　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時15分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２２８７号
名古屋市熱田区横田１丁目11番６号
債務者　株式会社スリーエー機械設計
代表者代表取締役　長野　　孝
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　孝紀
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６１３号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目21番地高見沢ビル２階
債務者　株式会社円座フーズサービス
代表者代表取締役　堀場　博史
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　史郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時10分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６３号
神奈川県厚木市長谷1155番地４ニューパーク101
債務者　末輝海運株式会社
代表者代表取締役　内海　悦子（旧姓新井）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１６４号
富山県高岡市間屋町80番地
債務者　フジヤ株式会社
代表者代表取締役　泉田　俊英
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作井　康人
4　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１８３号
群馬県太田市西新町18番地の２
債務者　有限会社堤屋ネジ製作所
代表者代表取締役　堤　　太郎
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田寿栄
4　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午後３時30分
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１２０号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕88番地
債務者　株式会社東郷スーパーマーケット
代表者代表取締役　北野　まきよ
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　圭吾
4　破産債権の届出期間　令和８年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第８２１号
北九州市小倉南区沼緑町一丁目20番11号１Ｆ
債務者　株式会社小田建築工房
代表者代表取締役　小田　拓二
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中里　彰宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前11時15分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５５６７号
大阪府豊中市利倉２丁目６番４―301
債務者　株式会社アーク
代表者代表取締役　金山　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角川　正憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７０２号
熊本県上益城郡嘉島町大字上島1157番地１
債務者　株式会社北斗
代表者代表取締役　森田美紀子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　和哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後４時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３７５号
埼玉県熊谷市箱田一丁目７番15号
債務者　株式会社沼尻電機
代表者代表取締役　沼尻　孝史
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第８３９号
川崎市川崎区川中島１丁目11番２号
債務者　有限会社関東テック
代表者代表取締役　師橋　徳行
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋奈津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時10分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２５６７号
名古屋市中村区名駅４丁目24番５号　第２森ビル401
債務者　昇栄工業株式会社
代表者代表取締役　近藤　勇気
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葛西　良亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５５７８号
大阪府枚方市新町２丁目１番50号
債務者　有限会社ワニコ書店
代表者取締役　二瓶　松夫
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　一誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９８６号
大阪府羽曳野市誉田三丁目14番20号（106）
債務者　ライフホーム株式会社
代表者代表取締役　久光　弘展
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０７４号
大阪府松原市三宅中三丁目15番18号
債務者　株式会社ホープ
代表者代表取締役　桧垣　順伸
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８７号
岐阜県恵那市長島町正家三丁目18番地11
債務者　株式会社Ｓｔｙｌｅ　Ｈｉｎｔ
代表者代表取締役　亀井　祐也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時30分
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第５３２４号
大阪府交野市梅が枝50番11号
債務者　株式会社尾嵜建設工業
代表者代表取締役　尾嵜　一仁
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横枕　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７００号
埼玉県所沢市大字山口674番地の２
債務者　有限会社　研進学院
代表者代表取締役　倉川　昌之
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田島　遼一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後３時10分
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７６３号
埼玉県日高市大字原宿346番地８
債務者　株式会社大富士電機製作所
代表者代表取締役　小谷野　司
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田口　博章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時10分
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１２５号
福島県いわき市草木台一丁目10番地の１
債務者　いわき物流株式会社
代表者代表取締役　朝熊　克則
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤　　健太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１３１号
福島県いわき市南台一丁目８番地の５
債務者　株式会社港運送
代表者代表取締役　足立　幸仁
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮下　朋子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後２時30分
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１８２８号
さいたま市南区南本町二丁目３番８号志賀パレスビル201号室
債務者　医療法人社団浩貴会
代表者理事長　矢吹浩一郎
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関口　和正
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時50分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４６９１号
大阪市北区西天満５－８－15八千代ビル別館７階
債務者　株式会社エボリューション
代表者代表取締役　成田　　寛
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　雅義
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０９号
福井市定正町1311番地
債務者　スペックス株式会社
代表者代表取締役　西畑　満純
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　和浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時15分
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５４８７号
大阪市西区南堀江３－１－24
債務者　株式会社ジルコン
代表者代表取締役　中城　輝一
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　足立　賢介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４８９号
堺市北区中百舌鳥町２－72
債務者　株式会社ジルコン
代表者代表取締役　中城　輝一
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　足立　賢介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６０４号
大阪市東淀川区菅原３丁目１番27号
債務者　新大阪小倉屋株式会社
代表者代表取締役　渡邉惠美子
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　克大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０３１号
大阪府高石市羽衣四丁目３番13号
債務者　羽衣タイヤサービス株式会社
代表者代表取締役　池中　嘉実
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　英倫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１４８号
福島県いわき市内郷内町堤田45番地
債務者　株式会社ベアーバレー
代表者代表取締役　蛭田　好修
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湊　　一将
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時30分
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第５３３８号
大阪市住吉区苅田３丁目12番16号
債務者　株式会社ジャパンライフトラベル
代表者代表取締役　藤方　義勝
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井　温史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後２時10分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５１８号
大阪市旭区高殿７丁目２番７号
債務者　株式会社ミツケアパートナーズ
代表者代表取締役　貴志　和弘
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾﨑　夏樹
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８１３号
大阪市中央区本町１丁目７番６号本町センチュリービル10Ｆ
債務者　ロイヤルステージ株式会社
代表者代表取締役　暮松　　毅
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３７号
宮崎県都城市高崎町縄瀬3421番地７
債務者　株式会社川東水道
代表者代表取締役　川東　正一
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第３０７号
岡山県倉敷市藤戸町天城1053、住民票上の住所岡山県総社市溝口288番地15
債務者　齋藤　竜一
１　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　種田　蘭子
４　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時
６　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３５２号
岡山県浅口郡里庄町大字新庄グリーンクレスト12番地19、転居前の住所広島県尾道市向島町5952番地１　201号室
債務者　塩飽　陽之
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　量平
4　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１２４号
福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂159番地の８
債務者　水梨まさえ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越前谷元紀
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１３７号
福島県いわき市泉玉露三丁目11番地の17　Ｄ棟、従前の住所福島県いわき市草木台一丁目10番地の１
債務者　朝熊　克則
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤　　健太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１３８号
福島県いわき市泉玉露三丁目11番地の17　Ｄ棟
債務者　朝熊　弥生
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤　　健太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３９号
愛媛県宇和島市津島町北灘乙965番地２
債務者　中田　敏樹
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　林
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第１４９号
宮城県東松島市赤井字南栄町５番地６　エスポワール赤井202
債務者　塩沼　祐二
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　大輔
4　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第５１２号
神奈川県伊勢原市白根486番地　ルミエール高林202号
債務者　小山　　健
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　大良
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５５４号
神奈川県秦野市堀川538番地の１　レオネクストイーハトーブⅡ　204号
債務者　村上　直也
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠間圭一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２０２７号
北海道恵庭市美咲野１丁目11番２号
債務者　村上　拓巳
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作間　豪昭
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２４６３号
名古屋市熱田区三本松町21番14―304号　神宮東パークハイツ
債務者　長野　　孝
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　孝紀
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０６号
三重県伊勢市小俣町本町437番地
債務者　川西　　豪
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第３０１号
盛岡市東山一丁目15番２―106号、前住所盛岡市山岸三丁目24番17号
債務者　今野　彰士
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　惠子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２５８５号
横浜市旭区三反田町222番地４
債務者　大江　広元
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　泰
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７８９号
東京都福生市大字熊川1075番地１ビューハイツ富士305号室
債務者　三輪　千陽
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９３９号
東京都小平市美園町３丁目18番33―105号
債務者　八尋　義憲
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　穂積　剛
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４４号
富山県砺波市狐島383番地
債務者　浦　傳治
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　隆慎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２３７５号
横浜市神奈川区西寺尾１丁目27番15号　妙蓮寺コーポ101号
債務者　遠藤ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　隆好
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午前11時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３７６号
埼玉県熊谷市箱田１丁目７番15号
債務者　沼尻　孝史
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第７７９号
川崎市多摩区長尾７丁目３番16―203号　パレイユ久地
債務者　篠塚　佳典
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　力丸
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前11時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１１９号
長野県上田市浦野1086番地
債務者　木藤　実
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　智弥
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１５４３号
横浜市保土ケ谷区西谷２丁目32番１号
債務者　齊藤　哲夫
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星原　正明
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９４０号
東京都国分寺市日吉町三丁目16番地３レヴァランス日吉Ｂ
債務者　宮崎　慎一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萱島　博文
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２６０８号
横浜市旭区善部町101番地８　ロゼール壱番館401
債務者　佐藤　克彦
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻居　弘平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０５号
川崎市川崎区川中島２丁目18番５号
債務者　大山信行こと　金　信行
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午後１時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１９２４号
東京都多摩市貝取２丁目６番地９―204
債務者　岡田　稔
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　準子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９６９号
東京都八王子市弐分方町408番地５
債務者　斎藤　剛伸
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　芳乃
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１５号
富山県射水市太閤山２丁目４番地　県営住宅11―105
債務者　森田　慎一郎
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　拓也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２１３号
静岡県富士市中野５番地
債務者　石島　暢子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北舘　篤広
4　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第４１９号
静岡県浜松市天竜区大谷64番地の１
債務者　谷口　勉
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　道也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午後２時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４３７号
静岡県浜松市浜名区尾野1091番地の12
債務者　河合　舞香
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健一
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第７７７４号
東京都江東区海辺18－５　グランメールＫ201
債務者　杉浦　　優
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中江　民人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６１４号
横浜市戸塚区上矢部町1213番地５　エステート西ノ台204号
債務者　堀場　博史
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　史郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月８日午後１時10分
6　免責意見申述期間　令和９年２月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５５号
川崎市宮前区宮崎１丁目６番地12　ライオンズマンション　101
債務者　井上　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　裕一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４３２号
静岡県浜松市中央区元浜町175番地　ビアン・カリテ302号室
債務者　林　　佑輔
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上亜喜央
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月10日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１９５７号
東京都立川市羽衣町２丁目41番８号
債務者　吉田　浩司
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　慎治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９５８号
東京都あきる野市油平24番地14
債務者　吉田　繁雄
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　慎治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３８号
宮崎県小林市堤3147―13、住民票上の住所宮崎県都城市高崎町縄瀬3421番地７
債務者　川東　正一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　一般調査期間　令和９年１月４日から令和９年１月12日まで
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第３８４号
宮崎県児湯郡川南町大字川南21986番地27
豊原住宅　208号
債務者　松浦　史哉
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　達満
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３８５号
宮崎県児湯郡川南町大字川南21986番地27
豊原住宅　208号
債務者　松浦百合子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　康朗
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５１７５号
大阪市大正区鶴町１丁目14番５号
債務者　福永　美優
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　俊公
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３７５号
大阪府茨木市若草町12番１号の２
債務者　大新工業こと　新木　大作
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　隅田　　唯
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８３号
宮崎県延岡市本町２丁目３番地２
債務者　豊田　厚雄
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　明三
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第５１６４号
大阪府東大阪市中鴻池町３丁目８番１―309号
債務者　譽田　章太
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　得田　英伺
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第３４７号
函館市上野町34番31号　クリアポート４１―Ｃ
債務者　山本　諒紀
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４１９号
函館市日吉町２丁目32番23号
債務者　加藤　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４４１号
函館市神山３丁目３番17号
債務者　松川　英伸
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４４８号
函館市宮前町10番17号　サービス付高齢者住宅あーる
債務者　葛西美惠子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１０８号
三重県志摩市志摩町和具2292番地３
債務者　三橋　照久
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第７６９号
埼玉県所沢市大字山口2732番地の４　アビタシオン下山口301
債務者　沼田季乃華
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１４８３号
埼玉県新座市北野三丁目14番４号　エクセラン105号室
債務者　倉持　　準
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６２２号
埼玉県川口市戸塚２丁目24番９―206号　東川口弥生マンション
債務者　小西　凜宝
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６７８号
埼玉県川口市大字西立野867番地　ディアフレンドＫＯＩＺＵＭＩ　308号
債務者　髙島　弘之
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７１９号
埼玉県和光市本町10番29号　アネックス和光Ａ５
債務者　三浦　隆義
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２８８号
岡山県倉敷市中島1964番地２　エスペランサ中島202号、転居前の住所岡山県倉敷市宮前466番地６　プレジール22―201
債務者　田村　　晴
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３３１号
岡山県倉敷市福田町古新田370番地16
債務者　井上　　亮
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第８８１号
北九州市小倉北区江南町５番47―302号
債務者　猿渡　達也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３号
北海道天塩郡豊富町字豊富西３条５丁目　富士見団地６号棟11号
債務者　秋元　　萌
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
旭川地方裁判所稚内支部

令和８年（フ）第６４４号
栃木県下野市緑二丁目3286番地11
債務者　Ｋ２プロジェクトこと　河野　修二
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３８０号
静岡県浜松市中央区長鶴町52番地の１　リヴェール浜松　107号室
債務者　小杉莉穂子（旧姓長田）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４４２号
静岡県袋井市久能2995番地の２　可睡寮
債務者　金子　　馨
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２１２５号
愛知県東海市加木屋町御林16番地の65
債務者　谷口　利樹
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２５１号
名古屋市守山区川東山3321番地　尾張荘
債務者　四條　郁雄
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３００号
名古屋市南区砂口町130番地　指定共同生活介護あさがお
債務者　寺本真由美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３１２号
名古屋市天白区山根町232番地　山根台第１住宅Ｂ棟35号
債務者　森　　新司
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３２９号
名古屋市熱田区四番２丁目９番24号　レジデンスダイヤ401号
債務者　中島　徹也
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３３９号
名古屋市名東区宝が丘299番地　クラウンヒルズ307号
債務者　齊藤　　淳
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３７６号
名古屋市中区平和１丁目10番10号　コスモパレスピースワン502号
債務者　福山　慶路
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３７９号
愛知県春日井市町田町２丁目65番地　ファイン町田201号
債務者　石本　　力
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１４号
名古屋市西区大野木４丁目68番地　ションテ・ファオン・パホリエ１Ｍ号
債務者　井上　道雄
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５１４号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字荒子１番地の１　レインボー東浦藤江101号
債務者　折田　妙子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６０９号
愛知県半田市南本町１丁目６番地の１　ライオンズ半田ブライトマークス1406号
債務者　沢田美智代
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６３８号
名古屋市緑区姥子山１丁目1005番地　アンソレイユ105号
債務者　槙田　洋子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６４１号
名古屋市南区西又兵ヱ町４丁目９番地　第二大生荘２棟208号、従前の住所名古屋市港区正保町３丁目１番地　正保荘Ｔ－２棟103号
債務者　横山　清美
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７２６号
愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字山廻73番地パイン・ウォール101号、従前の住所名古屋市中村区亀島２丁目20番26号　グランレーヴ名駅102号
債務者　小西　綾香
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３３号
熊本県人吉市西間下町788－５田上住宅　羽月豊方、住民票上の住所熊本県球磨郡錦町大字木上北420番地５　町営白坂団地３－４
債務者　久保田正文
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
５　免責審尋期日　令和８年12月11日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

令和８年（フ）第７６６５号
東京都板橋区東新町１丁目22－８－105
債務者　根本帆乃花（旧姓一杉）
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
５　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０１号
東京都新宿区上落合１丁目８－７－202
債務者　新貝　　浩
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
５　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０２号
東京都足立区西新井１丁目１－３－506
債務者　二宮　紀枝
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
５　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０６号
東京都葛飾区新宿６丁目５－４－807
債務者　小谷　孝子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
５　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７１２号
東京都練馬区関町北１丁目23―17―1002
債務者　沓沢　颯希
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７１６号
東京都町田市金井６丁目45―18―201
債務者　足立　芳美（旧姓狩野）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２５号
東京都板橋区高島平１丁目54―６―309
債務者　松本真理子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２６号
東京都豊島区西巣鴨２丁目23―２―104
債務者　中尾　瑞穂
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７５０号
東京都江東区東雲１丁目８－５―502
債務者　平山　　曜
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７５３号
東京都新宿区百人町４丁目７―10―418
債務者　藤原　安義
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７５５号
東京都足立区保木間５丁目39―４―202
債務者　小野　　晋
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７５６号
住所不定、最後の住民票上の住所東京都練馬区西大泉５丁目23―28　トーキョーベータ保谷１　104
債務者　東　　龍也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７８９号
東京都練馬区石神井台４丁目10―８―202
債務者　岩井　瑠奈
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８０２号
東京都足立区花畑５丁目15―64―404
債務者　渡邉　悠介
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８０６号
東京都荒川区荒川３丁目64―９
債務者　大場　　尚
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８０７号
東京都大田区上池台３丁目45―１　エレガⅢ504
債務者　紫垣公美子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８２７号
東京都品川区大井４丁目13―14―604
債務者　伊藤　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８３０号
東京都目黒区鷹番３丁目９－１―302
債務者　内山　彩美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３６４号
東京都葛飾区鎌倉４―15―13　ベルコート中尾301、住民票上の住所東京都江戸川区北小岩４丁目31―７―201
債務者　酒井　希龍
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６６２号
東京都江戸川区松江１丁目３－５
債務者　長谷川利和
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７５４号
東京都新宿区中落合４丁目22―10―101
債務者　松澤　孝穂
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７５８号
東京都八王子市元横山町３丁目18―19　グロブナーハウス八王子Ⅱ　622
債務者　石堂　　柊
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０４７号
大阪府枚方市宇山町10番54号
債務者　竹村　拓哉
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３４４号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目８番３―1010号
債務者　柒野まゆか
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３８１号
大阪市福島区大開１丁目11番23号　ＫＩＹＯＳＨＩ・ＢＬＤＧ　302号
債務者　廣岡　　嵐
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５５０号
大阪市城東区今福南３丁目２番20号　Ｗｉｔｈ　ｙｏｕ　201
債務者　眛ケ山昇栄
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７７５２号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目８－２　２Ｆ
債務者　鈴木　亮雅
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第３３９号
兵庫県西宮市今津曙町13番19号
破産者　寺田　麻美
1　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
2　一般調査期日　令和９年１月21日午前10時45分
令和８年10月22日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１８０号
秋田市広面字近藤堰添52番地　ファミリースペース21　10
破産者　松原　真未
1　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午後２時30分
令和８年10月27日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４８号
群馬県高崎市箕郷町西明屋108番地１　ライブオークみのわＢ102号
破産者　鈴木　貴也
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午前10時30分
令和８年10月26日　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第３０４５号
大阪市東淀川区豊新５丁目10番４号　サンロイヤルエス　201号
破産者　家入　恵子
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月21日午後２時10分
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３４５６号
大阪府東大阪市吉田６－５―22　田上グランドマンション307号室、開始決定時大阪府東大阪市若江東町５丁目３番32号　リヴェール花園　105号
破産者　田畑　博康
1　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午後２時20分
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９号
滋賀県近江八幡市鷹飼町北四丁目17番地３（104号）
破産者　官能　和之
1　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
2　一般調査期日　令和８年12月21日午後１時20分
令和８年10月26日　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第３３号
香川県観音寺市観音寺町甲2829番地の２
破産者　有限会社滿久屋
1　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
2　一般調査期日　令和９年２月２日午前11時
令和８年10月27日
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第１８０号
住民票上の住所　福島県郡山市大槻町字針生西33番地の３
破産者　田澤　友美（昭和52年６月19日生）
1　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午後２時
令和８年10月27日
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第９号
大分県竹田市大字玉来1101番地９（シティーベールＮｏ．１　101号）
破産者　村上友理子
1　破産債権の届出期間　令和８年12月17日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午後１時30分
令和８年10月23日
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和８年（フ）第８３号
新潟県長岡市中之島1785番地110、住民票上の住所新潟県長岡市来迎寺甲2710番地３
破産者　土田亜希子
1　破産債権の届出期間　令和８年12月25日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午前10時30分
令和８年10月27日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第３６２０号
大阪府豊能郡能勢町野間中694番地の２
破産者　向井　重之
異議申述期間　令和８年12月21日まで
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３９０号
大阪市東住吉区針中野１丁目16番46号
破産者　しぶや個別指導塾こと　渋谷　篤史
異議申述期間　令和８年12月22日まで
令和８年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２３号
東京都東大和市桜が丘一丁目１４２９番地の３
東京ユニオンガーデンＢ－６１３
清算株式会社　株式会社トライヤーン
代表清算人　　田　井　洋　雄
１　決定年月日　令和８年１０月２１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

監督命令

令和８年（再）第１号
京都市南区久世中久世町四丁目１３番地３
再生債務者　株式会社吉田金属
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　京都市中京区竹屋町通室町東入ル　浜垣法律事務所　弁護士　浜垣　真也
令和8年10月20日
京都地方裁判所第５民事部

再生計画認可

令和７年（再）第３号
愛媛県四国中央市川之江町８２６番地
再生債務者　丸住製紙株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨
決議に付され可決された本件再生計画には，民事再生法１７４条２項各号に該当する事由はない。
令和8年10月21日
東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１３号
福島市町庭坂字堀ノ内24番地の８
再生債務者　渡邉　　秦
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月18日まで
福島地方裁判所

令和８年（再イ）第７１号
茨城県鉾田市汲上2889番地３
再生債務者　大山　幸子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月25日まで
水戸地方裁判所

令和８年（再イ）第７２号
栃木県日光市森友1562番地16　ハイツＫ202
再生債務者　舘野　竜馬
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第７８号
栃木県鹿沼市緑町２丁目２番７号
再生債務者　橿渕　明子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第９２号
愛知県豊田市小坂町11丁目５番地ラシュレ小坂202号、旧住所同県常滑市かじま台２丁目213番地ヴィラおひさま201号
再生債務者　糸魚川　暁
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第１０１号
京都市山科区小山鎮守町55番地７
再生債務者　山田　真吾
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第３３７号
大阪府豊中市東寺内町２番３の２号
再生債務者　山内　規至
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４２７号
大阪市天王寺区大道２丁目５番３－1104号（前住所　大阪府高石市西取石１丁目11番12号）
再生債務者　宮上裕輝雄
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４７３号
大阪府高槻市富田町３丁目26番８号　和光跡坂102号
再生債務者　中森　大地
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１１７号
神戸市北区唐櫃台２丁目25番１－603号
再生債務者　山村　　正
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１２６号
神戸市中央区栄町通７丁目１番１－1708号
再生債務者　絆地　真晃
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１２８号
神戸市須磨区月見山本町１丁目８番25－801号
再生債務者　佐川　厚志
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１３８号
神戸市須磨区横尾６丁目３番地　21号棟306号
再生債務者　松尾　貴広
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第８号
兵庫県丹波市春日町多利2710番地
再生債務者　西草　聖悟
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（再イ）第４号
兵庫県洲本市宇原19番地　宇原鉄筋住宅202号
再生債務者　平田　充広
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（再イ）第１７号
広島県世羅郡世羅町大字宇津戸137番地１
再生債務者　登　　優子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（再イ）第２６号
広島県福山市赤坂町大字赤坂7267番地36
再生債務者　牧野　拓也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（再イ）第１８２号
福岡市博多区東那珂１丁目15番８－202号　ＬＩＦＥＦＩＥＬＤ東那珂
再生債務者　白石　拓也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２０４号
福岡市東区土井３丁目18番19－105号　Ｃｒｅｏ　ＦＥＲＩＯ土井
再生債務者　中村　真彦
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２６４号
福岡市城南区別府３丁目17番３－405号　ステイタスマンション別府アクシス
再生債務者　小林　あや
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第３０号
栃木県小山市大字羽川370番地37
再生債務者　齋藤　裕樹
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月16日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（再イ）第４５号
福井市松本１丁目41番39号
再生債務者　武田　浩志
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月15日まで
福井地方裁判所

令和８年（再イ）第２６号
兵庫県明石市魚住町住吉４丁目８番10号
再生債務者　吉本　和晃
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第３８号
埼玉県飯能市征矢町26番地16
再生債務者　長谷川　潤
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１８号
岐阜県恵那市飯地町640番地１
再生債務者　城ノ下美咲
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（再イ）第２９９号
名古屋市南区鳴浜町３丁目27番地の２（従前の住所）愛知県豊明市西川町善波１番地３　アルテアＡ棟202号
再生債務者　池田　一也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１７９号
名古屋市東区出来町３丁目７番17号　こまハイツ102号
再生債務者　矢田　誠人
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２１７号
名古屋市熱田区大宝４丁目７番27号－２
再生債務者　榊原美由紀
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２３４号
愛知県小牧市大字舟津466番地２
再生債務者　前野　　翼
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２５８号
名古屋市北区萩野通１丁目28－５　サンホワイト萩野通301号（住民票上の住所）岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原1321番地
再生債務者　坂東　和美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２７５号
愛知県愛知郡東郷町涼松１丁目２番地29
再生債務者　隅田　祐司
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第７６号
兵庫県西宮市中島町15番９号
再生債務者　柳生　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第２０号
北海道小樽市最上２丁目10番1109号　最上団地１号棟
再生債務者　山本　　勇
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（再イ）第３９号
青森市大字大野字若宮88番地４
再生債務者　八戸　悟志
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第２７号
滋賀県東近江市宮荘町612番地29
再生債務者　寺本　明広
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（再イ）第４４号
長崎県長崎市かき道１丁目20番39号
再生債務者　平川　　勝
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月８日から令和８年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３６３号
東京都江戸川区小松川４―79―307
再生債務者　安田　佳弘
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３８２号
東京都大田区大森東４―19―４―1001
再生債務者　古田　峻也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３８６号
東京都港区海岸３―19―２―514
再生債務者　小林　美祐　（旧姓簡野）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４２３号
東京都足立区梅島１―15―15―507
再生債務者　山咲　　明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３６号
函館市陣川町82番地150
再生債務者　田中　康孝
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月８日から令和８年12月28日まで
函館地方裁判所

令和８年（再イ）第１７号
福島市笹木野字大金谷尻３番地の１笹木野貸家２号
再生債務者　加藤　　典
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月21日まで
福島地方裁判所

令和８年（再イ）第４０号
茨城県つくば市二の宮４丁目13番地１　２棟511号
再生債務者　北澤　史人
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月８日から令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第３７８号
東京都新宿区高田馬場１―16―15―202
再生債務者　三浦　ゆか
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第６７号
川崎市川崎区川中島１丁目20番１―206号　ヴェルコート川崎
再生債務者　川村　利佳
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第４９号
静岡県浜松市浜名区中瀬4937番地の４
再生債務者　笠原　詩恩
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第１００号
京都府京田辺市同志社山手二丁目３番地120
再生債務者　谷村　智之
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第３７６号
大阪市浪速区桜川３丁目７番11―806号
再生債務者　石﨑　壮河
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４４７号
大阪府高槻市北大樋町28番３号
再生債務者　藤原　　基
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第６号
兵庫県養父市八鹿町浅間446番地
再生債務者　米田　弘之
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和８年（再イ）第１７号
山口県防府市高倉２丁目10番27号
再生債務者　石丸　武志
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
山口地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１８号
山口県防府市大字牟礼1010番地　市住26棟5552号
再生債務者　ＨＩＲＡＮＯ　ＥＤＮＡ　ＧＡＲＣＩＡ
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
山口地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第９号
香川県三豊市山本町辻3722番地１
再生債務者　大西　翔也
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月８日から令和８年12月22日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（再イ）第２０号
福岡県宮若市宮田241番地49
再生債務者　清水　秋洋
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（再イ）第８８号
北九州市八幡西区熊西１丁目３番26―201号
再生債務者　渡邉　正実
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１１８号
宮崎県延岡市土々呂町４丁目4406番地１、申立時の住所北九州市小倉南区上吉田３丁目23番15―807号
再生債務者　伊藤　美香こと　ＣＨＵＮ　ＫＵＡＮ　ＹＥ（旧姓小畑）
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２７号
沖縄県沖縄市泡瀬６丁目24番26号
再生債務者　小渡　　靖
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月７日から令和８年12月14日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第２４１号
東京都八王子市館町284―１―205
再生債務者　東郷　ゆみ子こと　池　ゆみ子
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月23日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２３号
千葉県富津市下飯野287番地８
再生債務者　田川　雅通
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月27日
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第２６８号
東京都練馬区向山２―27―18―206
再生債務者　江口　　厚
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月23日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２５号
岩手県滝沢市湯舟沢222番地367
再生債務者　栗原久美子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第４１号
川崎市川崎区藤崎２丁目４番12号　Ｍ＆Ｋプラザ藤崎　301
再生債務者　黒森　祐貴
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第１５５号
名古屋市守山区金屋２丁目185番地の２
再生債務者　神野　皓貴
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月10日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１６３号
名古屋市千種区香流橋１丁目２番83号　ＳＴＵＤＩＯ　ＫＡＮＡＲＥＢＡＳＨＩ1104号
再生債務者　結城　真奈
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２５号
愛知県岡崎市緑丘２丁目９番地12
再生債務者　大谷　和広
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第７５号
愛知県豊田市吉原町平池102番地７
再生債務者　山岸　敬幸
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第７９号
愛知県刈谷市築地町２丁目27番地５　ファミール築地105号
再生債務者　山下　将史
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第７号
福岡県八女郡広川町大字藤田1408番地28
再生債務者　岳原　亮
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

令和８年（再イ）第８号
福岡県八女郡広川町大字藤田1408番地28
再生債務者　岳原　梓
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

令和８年（再イ）第１０号
福岡県筑後市大字久富992番地２
再生債務者　平尾　明
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

令和８年（再イ）第１０号
山形市南館西15番15号　アベニール南館103号
再生債務者　岩田圭一郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月27日　山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２３号
山形市嶋北１丁目19番３号
再生債務者　朝倉　健太
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月27日　山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第６号
福島県いわき市常磐関船町３－６－12　レオパレス関船108号室
再生債務者　齋藤　寿樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第１５号
福島県いわき市平中山字柳町104番地の１
再生債務者　齊藤　竜也
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月20日
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第１５号
埼玉県本庄市柏２丁目２番10号
再生債務者　木村　悠太
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月26日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第７５号
静岡市駿河区手越290番地
再生債務者　榊原　正明
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月27日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１３号
宮城県遠田郡美里町駅東一丁目26番地10
再生債務者　髙梨　浩章
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月26日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月27日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和８年（再イ）第２６０号
大阪市淀川区西中島２丁目14番10―401号
再生債務者　下山　伸之
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７７号
埼玉県川越市稲荷町13番地12　（ポッソヴィラージュ303号室）
再生債務者　池田　和憲
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第８０号
埼玉県所沢市花園４丁目2610番地の90
再生債務者　新井　忠史
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第８２号
埼玉県日高市武蔵台三丁目21番15号
再生債務者　宇井　英輝
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第２４号
金沢市北間町イ21番地
再生債務者　馬場　宏明
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月27日　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２７号
福井市加茂河原１丁目５番27号
再生債務者　南　直美
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月27日　福井地方裁判所

令和８年（再イ）第３４号
静岡県富士市原田966番地の15
再生債務者　三颯　エデル
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月27日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第１８９号
大阪市東住吉区西今川１丁目17番31号
再生債務者　ワンセンスこと　村上　学
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２９３号
大阪市西淀川区御幣島２丁目10番10―403号
再生債務者　石井　信一
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３００号
大阪市住吉区墨江３丁目７番13号　ディアコート　202号
再生債務者　松浦　達也
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３１２号
大阪府茨木市水尾３丁目９番803号
再生債務者　西原圭次郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３１７号
大阪市住之江区粉浜西３丁目４番21号
再生債務者　相良　祐輔
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３７８号
大阪市平野区西脇３丁目１番20―307号
再生債務者　大久保允博
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４９号
堺市東区日置荘北町１丁35番29号
再生債務者　進　　隆博
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和７年（再イ）第３０５号
横浜市旭区東希望が丘56番地19
再生債務者　豊田　洋史
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月26日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１１４号
横浜市港北区日吉５丁目24番22―10号　日吉Ａ－Ｖ　105
再生債務者　平沢　将大
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月27日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１１５号
横浜市磯子区丸山２丁目４番４号　レオパレス　プレシャス204号
再生債務者　河野　隆暉
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月27日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１２０号
横浜市磯子区森１丁目15番12―318号
再生債務者　加藤　　充
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月27日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第３０８号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平15番34―239号　オハナ茅ヶ崎ガーデニア
再生債務者　大西　直樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月28日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第９号
福岡県行橋市宮市町６番15―302号（前住所：京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字丸山12番地）
再生債務者　松岡　俊治
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和８年（再イ）第１２号
千葉県銚子市春日台町17番地の10
再生債務者　酒田乃梨子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（再イ）第５６号
仙台市太白区富沢２丁目３番５号　レジデンス富沢201
再生債務者　葛西　邦博
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月27日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２７号
静岡市駿河区小鹿１丁目50番10号　エムズハイツ302号
再生債務者　原木　崇有
１　決議に付する再生計画案　令和８年６月23日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月27日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１９号
山形県西村山郡河北町大字溝延字浦小路364番地の３
再生債務者　長岡　翔太
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日　　山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２０号
山形県西村山郡河北町大字溝延字浦小路364番地の３
再生債務者　長岡　五月
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日　　山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第６５号
東京都東大和市新堀３丁目19番地の７リヴェーヌ103号
再生債務者　鎌田　亮一
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第８８号
東京都日野市南平５丁目８番地の６
再生債務者　金子　　真
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第９２号
東京都立川市錦町６丁目１番17号錦グリーンハイツ２号館203号
再生債務者　岩松　伸樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第６７号
神奈川県厚木市長谷1078番地１
再生債務者　吉戒　　剛
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第７２号
神奈川県秦野市今泉591番地の６　ルミリーシェⅡ　205号
再生債務者　飯曽根利明
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第１１号
岐阜県可児市土田1760番地246　いまえだハイツ２Ｄ
再生債務者　ピリメリー　アン　パブロこと　ＰＩＬＩ　ＭＡＲＹ　ＡＮ　ＰＡＢＬＯ
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日　岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（再イ）第７６号
静岡県島田市金谷東２丁目3482番地の326
再生債務者　村田　大門
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２１号
愛知県豊橋市大清水町字大清水46番地の２
再生債務者　杉浦　　太
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第１４号
大分市岩田町３丁目26―１Ｓ―ＦＯＲＴ大分岩田町102号住民票日田市三本松１丁目３番27号アメイズ三本松咸宜の邸805号
再生債務者　鍋倉　敬祐
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第４号
大分県宇佐市大字長洲4263番地の83
再生債務者　西尾美由紀
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和８年（再イ）第４号
熊本県山鹿市鹿央町持松2245番地
再生債務者　丸野　貴裕
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月10日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月27日
熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

令和８年（再イ）第１２号
鹿児島市常盤２丁目２番14―102号
再生債務者　田代　正樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第５号
茨城県日立市末広町５丁目11番42号
再生債務者　西野　剣太
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日　水戸地方裁判所日立支部

令和８年（再イ）第９８号
北九州市八幡西区木屋瀬４丁目13番47号（206号）
再生債務者　渕本　聖児
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月16日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月26日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１９号
愛媛県新居浜市中村松木一丁目６番29号シームリーＢ203号
再生債務者　酒井　佑斗
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月17日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月27日　松山地方裁判所西条支部

令和８年（再イ）第１４号
福岡県直方市大字感田1553番地29
再生債務者　三根　広次
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月17日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月27日　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（再イ）第２３号
熊本県菊池郡大津町大字杉水3305番地９
再生債務者　三池　勇太
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月11日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月17日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月27日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第６４号
広島県安芸郡海田町石原６番13―104号（申立時の住所）広島県安芸郡海田町国信１丁目３番40―202号
再生債務者　西野　裕晶
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月24日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月27日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第８号
山口県周南市都町３丁目20番地　サントノーレ都町504号
再生債務者　工藤　信一
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月24日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月27日　山口地方裁判所周南支部

令和８年（再イ）第２２号
香川県高松市扇町２丁目10番32号
再生債務者　平田　聡紹
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月24日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月27日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第２９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦９番地１オッコーコスタ高鍋803
再生債務者　杉尾将太郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月24日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月27日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第５号

福岡県八女市立花町北山3749番地１
再生債務者　原　　重信
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月26日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第４号

兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―1301号
再生債務者　吉田　勢那
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再ロ）第２号

宮城県気仙沼市松崎鶴巻54番地23
再生債務者　小松　尚太
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月23日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第１２号

大阪府東大阪市加納２丁目１番８号
再生債務者　淡路島バーガー大和郡山店こと　横尾　　健
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第８号

広島市安佐北区大林町863番地５
再生債務者　出口　信二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再ロ）第５号

広島県福山市東深津町六丁目１番56―７号
再生債務者　平松　利將
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第８号

栃木県小山市大本980
申立人　佐藤美恵子
（亡塚原喜一の最後の住所）栃木県栃木市大宮町1772番地14老人ホームはな（亡塚原喜一の不動産登記記録上の住所）小山市大字大本1025番地
所有者　亡塚原喜一相続財産
届出期間満了日　令和８年12月25日
令和８年10月21日
宇都宮地方裁判所栃木支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　小山市大字大本字中村
地番　979番１
地目　畑
地積　357平方メートル
２　所在　小山市大字大本字中村
地番　981番１
地目　畑
地積　231平方メートル

令和８年（チ）第５号

愛知県一宮市長島町4丁目16番地
申立人　伴野　誉志雄
住所・居所　不明
（本籍地）京都府京都市上京区松屋町通上長者町下る須浜東町450番地
所有者　小澤　春枝
届出期間満了日　令和8年12月18日
令和8年10月21日
名古屋地方裁判所一宮支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　一宮市長島町四丁目
地番　16番
地目　宅地
地積　446．28平方メートル
以上

令和８年（チ）第１号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
住所・居所　不明
（亡田所一幸の最後の住所）茨城県常陸太田市高貫町263番地
共有者　亡田所一幸相続財産
届出期間満了日　令和８年12月19日
令和８年10月19日
水戸地方裁判所民事部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　那珂市額田東郷字北圷
地番　1244番
地目　畑
地積　3073平方メートル
（持分24分の１）
２　所在　那珂市額田北郷字下川原
地番　1608番
地目　畑
地積　1174平方メートル
（持分24分の１）
３　所在　那珂市額田北郷字下川原
地番　1616番
地目　畑
地積　806平方メートル
（持分24分の１）

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１２号

申立人　有限会社伸工
住所・居所　不明
登記記録上の住所　黒磯市大原間２４７番地
所有者　橋本　四郎
届出期間満了日　令和８年１２月２１日
令和８年１０月２１日
宇都宮地方裁判所大田原支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　那須塩原市大原間字前表２５０番地、２５０番地先
家屋番号　２５０番
種類　居宅・店舗
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　６３．７６平方メートル

所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の専有部分又は共有持分について所有者不明専有部分管理命令の申立てがあったので、上記の専有部分又は共有持分の区分所有者又は共有持分を有する者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第７号

千葉県長生郡白子町剃金2730番地27
申立人　ダイアパレス白子管理組合法人
代表者理事　安川　昭博
住所・居所　不明
（亡石橋紀子の最後の住所）千葉県長生郡白子町剃金2730番地27　ダイアパレス白子第１－413
（不動産登記記録上の住所）東京都西東京市富士町六丁目12番２号ライフピアオークランド２号
区分所有者　亡石橋紀子相続財産
届出期間満了日　令和８年12月21日
令和８年10月21日
千葉地方裁判所一宮支部

（別紙）　物　件　目　録
（一棟の建物の表示）
所在　長生郡白子町剃金字塩濱2730番地27
建物の名称　ダイアパレス白子
（専有部分の建物の表示）
家屋番号　剃金2730番27の130
建物の名称　413号
種類　居宅
構造　鉄骨鉄筋コンクリート造１階建
床面積　４階部分17.34平方メートル
（敷地権の目的である土地の表示）
土地の符号　１
所在及び地番　長生郡白子町剃金字塩濱2730番27
地目　宅地
地積　1664.46平方メートル
（敷地権の表示）
土地の符号　１
敷地権の種類　所有権
敷地権の割合　10000分の36

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年十月二十七日
掲載頁　五十八頁（号外第二三五号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年十一月五日
東京都足立区鹿浜四丁目六番一五号
（甲）丸孝運輸倉庫株式会社
代表取締役　関口　恵
東京都足立区椿二丁目一〇番八号
（乙）椿保険企画有限会社
取締役　中畑　友祐

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月一日
掲載頁　八十四頁（号外第七十八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十六日
掲載頁　四十六頁（号外第七十号）
令和八年十一月五日
東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号
（甲）サントリービバレッジソリューション株式会社
代表取締役　森　祐二
青森県黒石市大字中川字篠村三九番地二
（乙）株式会社原田ベンディングサービス
代表取締役　三浦　真吾

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和九年四月一日であり、両組合の総代会の承認決議は、甲は令和八年十一月三日、乙は令和八年十一月四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
令和八年十一月五日
大阪府堺市堺区南花田口町二丁二番一五号
（甲）大阪いずみ市民生活協同組合
代表理事　勝山　暢夫
和歌山県和歌山市太田三丁目一〇番一〇号
（乙）わかやま市民生活協同組合
代表理事　中井　勝也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産売買事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　十頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　十頁
令和八年十一月五日
埼玉県さいたま市大宮区浅間町一丁目四番地二
（甲）株式会社ライブ大興
代表取締役　横田　志朗
千葉県市川市南行徳一丁目二二番二九号
（乙）吉田不動産株式会社
代表取締役　横田　志朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業及び工事事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　十頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　十頁
令和八年十一月五日
埼玉県さいたま市大宮区大門町一丁目四五番地二
（甲）株式会社レックス大興
代表取締役　横田　志朗
埼玉県さいたま市大宮区浅間町一丁目四番地二
（乙）株式会社ライブ大興
代表取締役　横田　志朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産売買事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　十頁
令和八年十一月五日
埼玉県さいたま市大宮区浅間町一丁目四番地二
（甲）株式会社ライブ大興
代表取締役　横田　志朗
埼玉県さいたま市大宮区大門町一丁目四五番地二
（乙）株式会社レックス大興
代表取締役　横田　志朗

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により近鉄不動産株式会社（乙、大阪市天王寺区上本町六丁目五番一三号）のホテル事業（保有・賃貸事業）に関する権利義務を承継することにいたしました。
効力発生日は令和九年一月一日であり、当社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年十月二十三日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.kintetsu-g-hd.co.jp/e-kouku/ERM2Z93ZIB1306/IB1306.html
（乙）https://www.kintetsu-g-hd.co.jp/e-kouku/ZAj5uaDoNA1002/NA1002.html
令和八年十一月五日
大阪市天王寺区上本町六丁目一番五五号
株式会社近鉄・都ホテルズ
代表取締役　大矢　茂伸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年十一月五日
東京都豊島区東池袋一丁目一七番一一号
パークハイツ池袋一一〇五号
合同会社フォレスト
代表社員　森　海斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年十二月十六日であり、組織変更後の商号はアモナチュラル株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年十一月五日
神奈川県相模原市緑区原宿南二丁目四六番地二
アモナチュラル合同会社
代表社員　宮崎　光代

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月五日

長野県伊那市福島一一四七番地二

企業組合山人

代表理事　奥村　健二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月五日

大阪府大阪市浪速区元町一丁目七―二六

ディオスカーボ難波七〇二

合同会社ノーコントロール

代表社員　酒井　吉稀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十五日であり組織変更後の商号は株式会社サンズメディカルとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月五日

大阪府四條畷市岡山東一―八―三

合同会社サンズメディカル

代表社員　藤井由香子

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年十一月五日

島根県隠岐郡隠岐の島町上西中田六番地

倉見生産森林組合

代表理事　山田　政幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月五日

山口県山口市朝田一九七一番地八

合同会社Eセーブ

代表社員　小野　航大

効力発生日変更公告

当社は、令和九年一月四日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年十二月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年十一月五日

東京都港区西新橋二丁目一五番一二号

日立グローバルライフソリューションズ株式会社

代表取締役　大隅　英貴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月五日

岩手県一関市東山町松川字卯入道平一二九番地一

有限会社工藤管理サービス

代表取締役　工藤　寛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四十九万四千百三十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月五日

富山市浜黒崎一三五〇番地

若葉農業合同会社

代表社員　若木　重昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十三日

掲載頁　二〇四頁（号外第一六三号）

令和八年十一月五日

愛知県豊川市穂ノ原二丁目一〇

旭メタルズ株式会社

代表取締役　大塚　隆志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十億八千百七十一万六千百十六円、資本準備金の額を八十一億六千三百四十三万二千二百三十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　十二頁

令和八年十一月五日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号

ヴィーナ・エナジー・ジャパン株式会社

代表取締役

ラウル・リエンダ・セビージャ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億四千二百八万千五百七円、資本準備金の額を十六億八千四百十六万三千十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　十二頁

令和八年十一月五日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号

日本再生可能エネルギー株式会社

代表取締役

ラウル・リエンダ・セビージャ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億四千八十八万五百九円、資本準備金の額を四十四億八千百七十六万千十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　十二頁

令和八年十一月五日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号

日本風力エネルギー株式会社

代表取締役

ラウル・リエンダ・セビージャ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億一千四百九十四万五千百四十円、資本準備金の額を八億一千六百四十八万三千百九十円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月十九日

掲載頁　九頁

令和八年十一月五日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

ｘＩＤ株式会社

代表取締役　日下　光

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十一月五日

東京都文京区小石川二丁目一番一二号

インタアクト株式会社

代表取締役　松井　隆朋

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十一月五日

大阪府八尾市老原五丁目五三番地

有限会社山口管理

代表取締役　山口加容子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月五日

千葉県木更津市潮見四丁目六番

木更津合同タクシー株式会社

代表取締役　中島　顯

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月五日

岡山県井原市上出部町四三一番地の三

井原精機株式会社

代表取締役　上野　和彦

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十二月八日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月五日

東京都目黒区自由が丘一丁目二九番四号

株式会社イケダ

代表取締役　池田　善次

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である冨田健二が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十一月五日

神奈川県鎌倉市高野二六番地一

eBase Solutions, Inc.

日本における代表者　冨田　健二

限定承認公告

本籍東京都世田谷区上馬五丁目一九番、最後の住所東京都渋谷区神南一丁目八番一八―五〇五号

被相続人　亡　豊村　薫

右被相続人は令和八年八月二十五日死亡し、その相続人は令和八年十月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都目黒区柿の木坂二丁目七番二二号

限定承認者　西原　鮎美

限定承認公告

本籍新潟県新潟市東区小金町二丁目二番、最後の住所新潟市東区小金町二丁目二番五号

被相続人　亡　西　清和

右被相続人は令和八年七月二十二日死亡し、その相続人は令和八年十月十九日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

新潟県新潟市東区小金町二丁目二番五号

限定承認者　西　愛子

限定承認公告

本籍静岡県静岡市葵区北安東二丁目四六三番地一、最後の住所愛知県名古屋市西区中小田井二丁目九八番地特別養護老人ホーム庄内の里

被相続人　亡　山本二三男

右被相続人は令和八年一月五日死亡し、その相続人は令和八年十月二十三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

静岡県静岡市清水区鳥坂一六三三番地の一

プレミールＭ二〇四号

限定承認者　木村富美男

株式等売渡請求につき通知公告

当社の特別支配株主より株式売渡請求があり、当社はこれを承認いたしましたので、公告します。

一、特別支配株主の氏名又は名称及び住所

片岡　修一（住所、大阪府堺市北区新金岡町四丁七番五二号）

一、特別支配株主は売渡株主に対して、売渡株式の対価として、その保有する株式一株につき金一円の割合をもって金銭を割当交付します。

一、売渡価格の算定は、令和八年一月決算貸借対照表にもとづく総資産の額より算定しました。

一、対価支払方法は、売渡株主の指定する銀行口座に振り込みをもって支払います。但し、株式の取得日までに株主からの申出がない場合は供託に付します。

一、売渡株式の取得日は令和八年十二月十日とします。

令和八年十一月五日

大阪市平野区背戸口二丁目九番二六号

株式会社たちばなや

代表取締役　片岡　修一

合併公告及び組織変更公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

また、甲はこの合併の効力発生を停止条件として合同会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号はリソーシズパートナーズ合同会社とします。

この合併及び組織変更の効力発生日は令和九年一月一日です。

この合併又は組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　一九六頁（号外第一四二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　一二五頁（号外第一四二号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十二日

掲載頁　九十六頁（号外第一三六号）

令和八年十一月五日

横浜市中区桜木町一丁目一番地八

（甲）ＥＮＥＯＳ不動産株式会社

代表取締役　山本　大治

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

（乙）ＥＮＥＯＳ総研株式会社

代表取締役　山本　大治

東京都千代田区丸の内三丁目四番二号

（丙）ＥＮＥＯＳキャリアサポート株式会社

代表取締役　山本　大治

債権申出の公告

当社は、平成十八年七月十四日午後五時大阪地方裁判所の破産手続開始の決定により解散し、平成十八年十一月十五日大阪地方裁判所の費用不足による破産手続廃止の決定が確定しましたが、残余財産の清算のため、令和八年二月九日、神戸地方裁判所（令和六年（ヒ）第二十一号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

神戸市中央区元町通二丁目九番一号―六〇一Ａ

島産業株式会社

代表清算人　弁護士　米田　耕士

連絡先　神戸市中央区多聞通二丁目一番七号法友会館四階　多聞法律事務所

債権申出の公告（第三回）

当社規約型企業年金は、令和八年九月三十日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、第一回公告掲載（令和八年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都八王子市滝山町二丁目三五一番地

株式会社スーパーアルプス

規約型確定給付企業年金清算人　榎本太一郎

訂正公告

令和八年十月十六日（号外第二二八号一七四頁）掲載の国立大学法人東京学芸大学令和七事業年度財務諸表に関する公告中、「学長　國分　充」とあるは「学長　佐々木幸寿」につき訂正します。

令和八年十一月五日

東京都小金井市貫井北町四丁目一番一号

国立大学法人東京学芸大学

学長　佐々木幸寿

正誤

ページ	段	行	誤	正
二〇五	上	九～一〇	及び同条中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、同条中「地方環境局」を「地方環境事務所」に、「地方環境局」については「地方環境局」に、	

（原稿誤り）